

## 大阪産（もん）商標登録ロゴマーク使用細則

### 1 目的

この細則は、大阪産（もん）商標登録ロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 農林水産業者、販売業者、食品加工業者、加工業者による掲載

#### 1) 対象産品への掲載

##### ア 使用基準

大阪産（もん）の対象となる品目に掲載。

##### イ 表示方法

大阪産（もん）の対象となる品目又はそれを包装するケース等へ掲載する。大阪府が認証している大阪エコ農産物、なにわの伝統野菜等のマークと併記することができる。

【使用例】 別紙大阪産（もん）ロゴマーク使用例（使用例1）参照

#### 2) 直売所や量販店等での掲載

##### ア 使用基準

大阪産（もん）を販売する直売所や、量販店等のコーナーに掲載。

##### イ 表示方法

大阪産（もん）を販売するコーナーにロゴマークを掲載し、対象商品が明確にわかるように掲載する。

#### 3) 大阪産（もん）を原材料とする加工食品、加工品への掲載

##### ア 使用基準

大阪産（もん）を原材料とする加工食品、加工品に掲載。

##### イ 表示方法

〔加工食品の場合〕

ロゴマークは「大阪府産の〇〇〇使用」等、大阪府産の原材料を使用している旨の文章と一体的に表記することとし、個別事例について判断する。

なお、ある原材料について大阪産の使用割合が100%でない場合は、「大阪府産の〇〇〇を△%使用」等と使用割合を併記すること。ただし、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができる。

〔加工品の場合〕

ロゴマークを使用できる加工品は、原則として府内産一次産品が主に使用されているものとし、個別事例について判断する。

【使用例】 別紙大阪産（もん）ロゴマーク使用例（使用例2）参照

#### 4) PRチラシ、リーフレット等への掲載

上記1) から3) の表示方法を遵守のうえ、PRチラシやリーフレット、ホームページ、店舗等で掲載することができる。

### 3 飲食提供業者による掲載

#### 1) 飲食店等での掲載

##### ア 使用基準

大阪産（もん）を使用した飲食料品を提供する飲食店に掲載。

##### イ 表示方法

ロゴマークは、店舗の入り口のほか、メニュー、PRチラシ、リーフレット、ホームページ等に掲載できる。

ただし、「大阪府産の〇〇〇使用」等、大阪府産の原材料を使用している旨の文章と一体的に表記する。

なお、ある原材料について大阪産の使用割合が100%でない場合は、「大阪府産の〇〇〇を△割使用」等と使用割合を併記すること。

【使用例】 別紙大阪産（もん）ロゴマーク使用例（使用例3）参照

#### 4 大阪産（もん）サポーターによる掲載

広報媒体への関連記事の掲載、農林水産業者、食品加工業者及び加工業者との協働による活動を広報するための掲載。ただし、サポーター自身が大阪産（もん）を取扱っているかのような誤解を消費者等に招かないよう留意する。

#### 5 使用者及び申請情報の公表

##### 1) 公表内容と方法

###### ア 公表内容

ロゴマークの使用者及び申請情報については、大阪産（もん）のプロモーションとロゴマークの適正な使用を促す観点から原則公開するものとし、その範囲は使用許可申請書（様式第1の1号）の記載項目（ただし、代表者氏名、担当者情報、仕入先は除く）及び添付画像とする。

###### イ 公表方法

上記情報を大阪府ホームページに掲載する。

##### 2) 非公表とする場合

使用者が個人の場合は、本人の希望により使用者及び申請内容の一部もしくは全部を非公表とすることができる。

また、法人及び組織等による申請の場合は、個別にその理由等から判断の上、非公表の可否及び非公表とする範囲を決定する。

#### 附則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年8月3日から施行する。

この細則は、平成23年3月22日から施行する。

この細則は、平成26年11月19日から施行する。

この細則は、平成28年3月1日から施行する。

この細則は、平成30年1月19日から施行する。

この細則は、平成30年5月18日から施行する。

この細則は、令和3年2月18日から施行する。

大阪産（もん）ロゴマーク使用例

使用例1 対象産品への掲載

例1-1：販売業者が対象産品又はそれを包装するケース等に掲載する場合



例1-2：なにわの伝統野菜と併記する場合

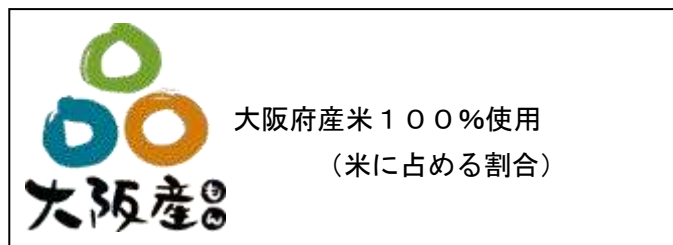


使用例2 大阪産（もん）を原材料とする加工食品、加工品への掲載

例2-1：原材料の米は100%大阪府産であり、割合表示を省略する場合

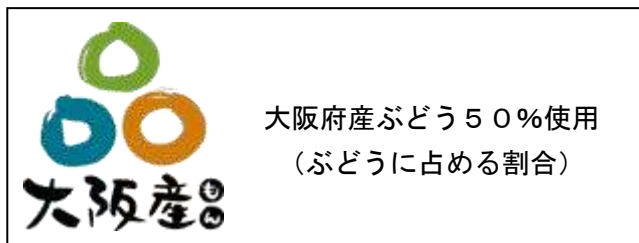


例2-2：原材料の米は100%大阪府産であり、割合表示を省略しない場合

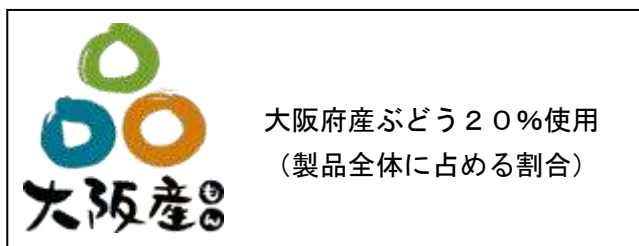


※ 製品中ごく少量しか含まれていないものについて、例えば「大阪府産真だこ100%」と割合を表示した場合、実際に製品全体の原材料として使用している割合（実際に含まれている原材料の量）と、この強調した表示から消費者が受けるイメージに大きな違いが生じる場合があるため、消費者が誤認しないように例2-2を参考にして表示してください。

例2-3：原材料のぶどうのうち少なくとも50%以上が大阪府産であり、同種の原材料中に占める割合で表示する場合



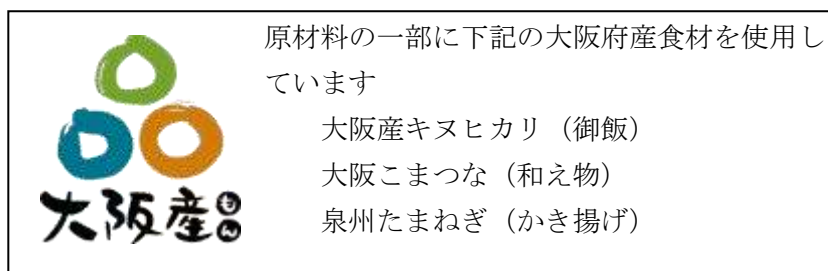
例2-4：原材料のぶどうのうち少なくとも50%以上が大阪府産であり、製品のすべての原材料に占める割合で表示する場合



※ 消費者の誤認を防ぐため、割合表示はすべて切り捨て表示で行ってください。  
例：大阪府産ぶどうの割合が49%・・・「49%」又は「4割」

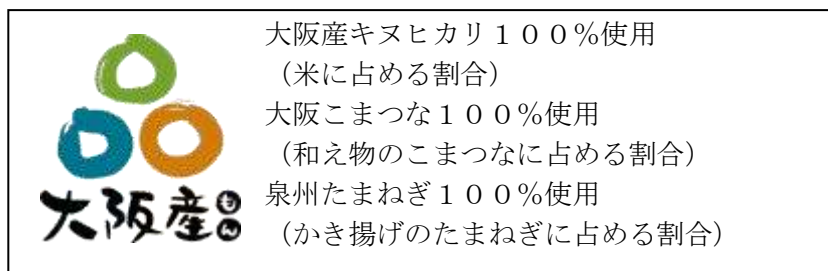
例2-5：弁当において、大阪府産の米・こまつな・たまねぎをそれぞれ100%使用している場合

(同種の原材料の100%が大阪府産であり、割合表示を省略する場合)



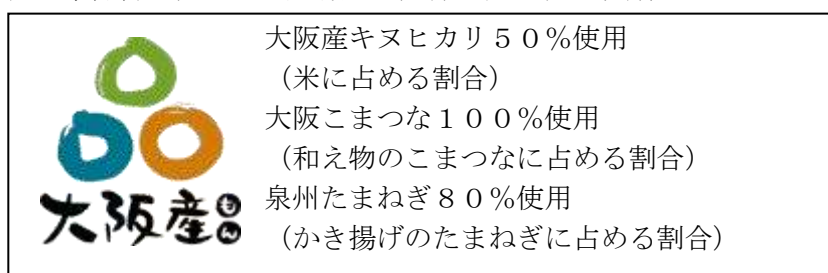
例2-6：弁当において、大阪府産の米・こまつな・たまねぎをそれぞれ100%使用している場合

(同種の原材料の100%が大阪府産であり、割合表示を省略しない場合)



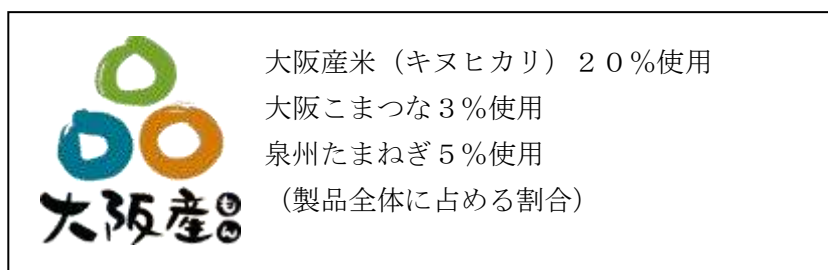
例2-7：弁当において、大阪府産の米・こまつな・たまねぎをそれぞれ50%・100%・80%使用している場合

(同種の原材料に占める大阪府産の割合で表示する場合)

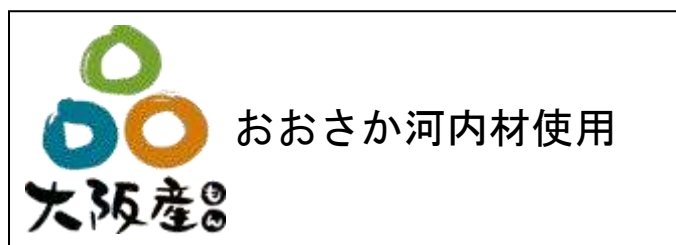


例2-8：弁当において、大阪府産の米・こまつな・たまねぎをそれぞれ50%・100%・80%使用している場合

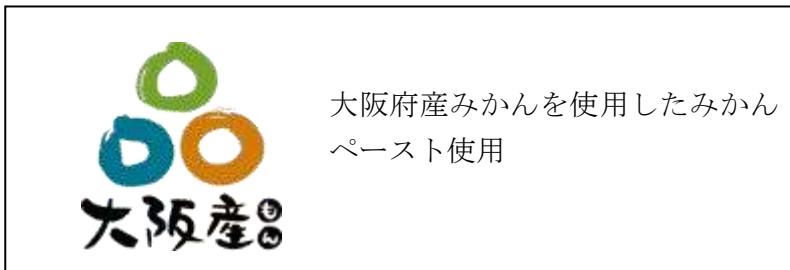
(製品のすべての原材料に占める割合で表示する場合)



例2-9：府内産木材(「おおさか河内材」)を使用した木工品の場合

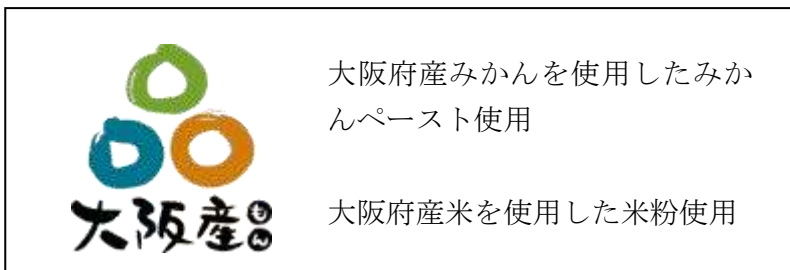
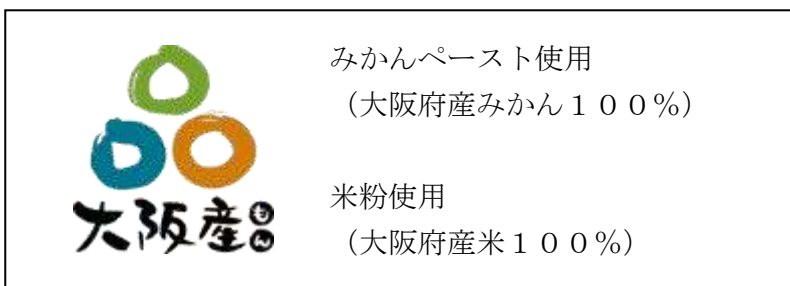


例 2-10：原材料に、大阪産（もん）商標登録ロゴマークの使用を許可された事業者が製造した大阪府産みかん（使用割合：100%）を使ったみかんペースト（みかんペーストにおける使用割合100%）を使用した加工食品の場合



※使用割合が100%の場合は、割合表示を省略してもよい。

例 2-11：原材料に、大阪産（もん）商標登録ロゴマークの使用を許可された事業者が製造した、大阪府産みかん（使用割合：100%）を使ったみかんペースト（みかんペーストにおける使用割合100%）と大阪府産米（使用割合：100%）を使った米粉（米粉における使用割合100%）を使用した加工食品の場合



※使用割合が100%の場合は、割合表示を省略してもよい。

### 使用例3 大阪産（もん）を使用した飲食料品を提供する飲食店への掲載

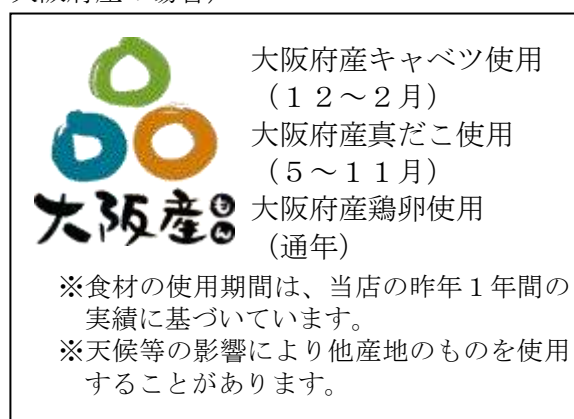
例3-1：店舗で使用する原材料の一部が、全期間大阪府産の場合

（同種の原材料の100%が大阪府産の場合）



例3-2：店舗で使用する原材料の一部が、一定期間のみ大阪府産の場合

（同種の原材料の100%が大阪府産の場合）



- ※ 天候等の影響により予定していた産地の食材が仕入れられないことが想定される場合は、その旨をロゴマークとともに表示してください。
- ※ 一定期間のみ大阪府産を使用する場合は、その期間を食材名とともに表示してください。この場合、消費者の誤認を防ぐため、使用期間は切り捨ての考え方により表示してください。  
例：大阪府産キャベツの使用期間が11月19日～3月3日（昨年1年間の実績）  
→ 「12月～2月」又は「11月下旬～2月末」
- ※ また、大阪府産を仕入れられる期間が天候等の影響により変動することが想定される場合は、その旨をロゴマークとともに表示してください。